

# 五香南町会館使用の手引き

五香南町会館は、町会費を財源として建設された、町会員の皆さん全員の共有施設です。

会館は2階建てで、1階はフローリングのホール、2階は畳敷きの和室となっており、厨房やトイレを備えています。

会館は、町会の会議や打ち合わせ、諸行事など町会の用務に優先的に使用しますが、町会で使用しない時間帯については、広く町会員の皆さんのご使用に供しています。

## ○使用手続き

「会館使用申込書」に必要な事項を記入のうえ、使用料を添えて町会の会館管理部に提出し、承認を得ていただきます。使用申込者は町会員に限ります。なお、使用中を中止する場合、事前に申し出があれば使用料を返却します。

ただし、次のような使用については承認しません。いったん承認した催しであっても、途中で次のいずれかに該当するに至った場合は、承認を取り消します。

- ①公序良俗に反する催し
- ②物品の販売その他これに類する行為、勧誘などの催し
- ③近隣に迷惑をかける催し
- ④柔道、空手、体操、レスリング、卓球などの室内スポーツの訓練や競技
- ⑤もっぱら飲酒を目的とする場合
- ⑥その他町会長がその使用が適当でないと認めた場合

## ○使用時間帯、使用料

使用できる時間帯は、午前8時から午後10時まで。使用料は1階、2階それぞれについて、4時間まで1,000円とし、4時間を超えて使用する場合は、1時間につき250円を加算します。

ただし、高砂会、婦人会が催す歌謡、踊り等の講習会及び町会長が認めた場合は、使用料を半額とし、次の使用については使用料無料とします。

- ①町会助成団体（第一高砂会、ひだまりの会）の会合
- ②民生委員・児童委員その他の公職委嘱者による会合
- ② その他町会に特に関係ある団体の会合
- ③ 災害罹災者の緊急使用

また、授業料又は会費等を徴しての催し（学習塾、習い事等）で使用する場合は、正規使用料の3倍とします。

## ○使用上の注意事項

会館の使用に当たっては、次の事項を守ってください。守っていただけない場合、次回の使用を承認しないことがあります。

- ①会館内では喫煙をしないこと。会館内は全面禁煙です。
- ②使用者が建物、備品、その他の付帯施設・物品を損傷、滅失した場合、使用責任者は速やかに会館管理部に報告し、弁償の責を負うこと。
- ③使用時間を厳守し、使用後は、使用した施設の後片付け、清掃をしたうえ、ガス栓の閉め切り、電灯・空調機器の電源切り、入り口の施錠の確認をすること。
- ④発生したゴミはすべて持ち帰ること。
- ⑤会館の鍵は、会館管理部管理の上、その指示に従うこと。